

# 香川県報



第 63 号

平成 18 年

8月11日(金曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項）

ページ

- 告示
  - 平成十八年度自衛官の募集 (危機管理課) 一
  - 障害者自立支援法の規定による自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 二
  - 道路の供用開始 (道路課) 二
  - 道路の位置指定（三件） (建築課) 二
- 公告
  - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民参画課) 三
  - 平成十八年六月十六日香川県公告（特定非営利活動法人の設立の認証の申請の一部訂正） ( ) 三
  - 土地改良事業の適否決定（二件） (土地改良課) 四
  - 土地改良区の役員の就退任の届出（二件） ( ) 四
  - 土地改良区の役員の退任の届出 ( ) 四
  - 採石業務管理者試験の実施 (土木監理課) 五

## 選挙管理委員会告示

- 平成十八年香川県選挙管理委員会告示第二十五号（個人演説会等を開催することができるとの施設の一部訂正）
- 個人演説会等を開催することができるとの施設として指定した施設についての所在地の変更があった旨の報告
- 個人演説会等を開催することができるとの施設として指定した旨の報告

## 告示

●香川県告示五百四十七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成十八年度自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）の募集について次のとおり告示する。

平成十八年八月十一日

香川県知事 真鍋 武紀

### 一 募集期間

平成十八年八月一日（火）から同年九月八日（金）まで

### 二 試験期間

#### 1 男子

（一）平成十八年九月十八日（筆記試験）

（二）平成十八年九月二十七日から同月二十九日までのうち指定された日（口述試験等）

#### 2 女子

平成十八年九月二十五日（月）

### 三 試験場の位置及び名称

位 置	名 称	備 考
高松市松福町二丁目一五番二四号	サン・イレブン高松	男子筆記試験のみ
丸亀市大手町二丁目四番二〇号	丸亀市民会館	
善通寺市南町二丁目一番一号	陸上自衛隊善通寺駐屯地	

### 四 その他

この試験に関する問い合わせは、自衛隊香川地方連絡部（高松市塩上町三一―一―五 電話番号〇八七―八三二―〇二三二）に連絡すること。

### ●香川県告示五百四十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、自立支援医療（精神通院医療）を担当させる医療機関を平成十八年八月一日次のとおり指定した。

平成十八年八月十一日

香川県知事 真鍋 武紀

医療機関の名称	所在地
有限会社正木薬局 あおい調剤薬局	坂出市加茂町字井手西五〇一―七
まゆみ調剤薬局檀紙店	高松市檀紙町一五九四―一
やどめ調剤薬局	善通寺市弘田町四九七―一
まとは薬局	三豊市詫間町詫間四一四―五
三谷調剤薬局	高松市三谷町九〇―三
うぶすな調剤薬局	綾歌郡宇多津町二〇三三―一
有限会社アイ調剤 アイ浅野調剤薬局	高松市香川町浅野一二六二―一
かに調剤薬局川部店	高松市川部町一四六九―四
かに調剤薬局本店	高松市香西本町二五六―五
ジオ薬局飯山店	丸亀市飯山町川原一〇八八―五
虹調剤薬局空港通り店	高松市香川町大野四五八―四
虹調剤薬局レインボー通り店	高松市多肥下町六五六―四
の薬局	高松市茜町三一―二 香西ビル一階
有限会社フレンド調剤薬局多度津店	仲多度郡多度津町本通二丁目甲六五二―八
有限会社フレンド調剤薬局駅前店	坂出市駒止町一―四―二四
有限会社マツウラ薬局	善通寺市上吉田町七―二―一〇
ラン調剤薬局	高松市塩屋町一五―三 高松塩屋ビル一階
有限会社エンゼルドラッグ丸亀店	丸亀市川西町南一〇五四―四
国分調剤薬局	高松市国分寺町国分八五四―四
アイ・ヤマニ調剤薬局	観音寺市豊浜町姫浜八七〇―一
コスモ調剤薬局善通寺店	善通寺市上吉田町五―八二七―一

●香川県告示第五百四十九号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。  
 その関係図面は、香川県土木部道路課において平成十八年八月十一日から同年九月一日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十八年八月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 府中造田線（十七号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
仲多度郡まんのう町造田字木ノ下五二五番 一地从ら	一一・一	一六二	平成十六年 香川県告示 第五百五十六 号で変更し た区域
仲多度郡まんのう町造田字木ノ下五三三番 二地先まで	二二・〇		

四 供用開始の期日 平成十八年八月十一日  
 ●香川県告示第五百五十号  
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。  
 平成十八年八月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 長土指道 第四号
- 二 指定年月日 平成十八年八月一日
- 三 指定道路の位置 東かがわ市大谷七六三―一
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル  
延長 五一・六二メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第五百五十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年八月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 中土指道 第八号
- 二 指定 年月日 平成十八年七月二十五日
- 三 指定道路の位置 丸亀市土器町西八丁目一・二・三・四及び同地先水路
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル 四・二〇メートル

延長 七・〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第五百五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年八月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 中土指道 第九号
- 二 指定 年月日 平成十八年七月二十六日
- 三 指定道路の位置 坂出市川津町字中原三六九三―四及び三六九三―八
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル

延長 三・二九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年九月二十一日まで縦覧に供する。

平成十八年八月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日 平成十八年七月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人ハイ・フォロー・ステーション 中條 慎也 高松市男木町一八四三番地
- 三 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者、障害者その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし、まごころのこもった助け合い及び居宅サービス、居宅介護支援事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

平成十八年六月十六日香川県公告（特定非営利活動法人の設立の認証の申請）の一部を次のように訂正する。

平成十八年八月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

二中「特定非営利活動法人法美匠」を「NPO法人法美匠」に改める。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年七月二十八日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年八月十八日から同年九月七日まで縦覧に供する。

平成十八年八月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市林地区 土地改良区	単独県費補助土地改良事業(さく井) 西下所一号 地区	高松市産業部土地 改良課
高松市川添土 地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 下所地区	〃

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法  
第八条第一項の規定により、高松市西植田土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地  
改良事業(広間地区))を行うことについて平成十八年七月三十一日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十八年八月十八日から同年九月七  
日まで縦覧に供する。

平成十八年八月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、高松市  
糠山池土地改良区から役員(の)の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十八年八月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の 種類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	宮本 良裕	高松市三谷町四六〇四番地一	平成一八、五、三一
〃	向井 輝雄	〃 〃 〃 四三七〇番地一	〃
〃	谷本 義夫	〃 〃 〃 四二七八番地	〃
〃	山野 啓三	〃 〃 〃 四五九一番地	〃
〃	内山 光昭	〃 〃 〃 四六五六番地	〃

二 就任した役員

役員の 種類	氏 名	住 所	就任年月日
〃	大久保 渡	〃 〃 〃 四六六四番地	〃
〃	山口 壽朗	〃 〃 〃 四四二五番地二	〃
〃	鴨 廣一	〃 〃 〃 四五三〇番地	〃
〃	藤本 仁司	〃 〃 〃 四七九五番地三	〃
〃	谷本 政雄	〃 〃 〃 四三八三番地	〃
〃	森田 茂	〃 〃 〃 四八一六番地二	〃
〃	高島 健一	〃 〃 〃 四八二六番地	〃
〃	宮本 静男	〃 〃 〃 四二二番地	〃
〃	馬場 稔	〃 〃 〃 四四一三番地五	〃
〃	佐古 正男	高松市三谷町四六三二番地二	平成一八、六、一
〃	奴賀 巖	〃 〃 〃 四二七番地五	〃
〃	溝淵 正一	〃 〃 〃 四三〇〇番地	〃
〃	大屋敷克己	〃 〃 〃 四六〇三番地四	〃
〃	藤澤 博行	〃 〃 〃 四五五〇番地二	〃
〃	森西 将美	〃 〃 〃 四五二二番地二	〃
〃	北山 利雄	〃 〃 〃 四八五〇番地二三	〃
〃	佐治 道則	〃 〃 〃 四五二五番地	〃
〃	安堵 良孝	〃 〃 〃 四四六六番地二	〃
〃	三好 順一	〃 〃 〃 四八二五番地二	〃
〃	岩部 壽夫	〃 〃 〃 四三九九番地	〃
〃	山本 茂	〃 〃 〃 四四六七番地三	〃
〃	横山 章	〃 〃 〃 四七二七番地三	〃

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、立満池  
土地改良区から役員(の)の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十八年八月十一日

一 退任した役員  
香川県知事 真鍋武紀

役員の種類 氏名 住居 所 退任年月日

理事 富田 甫 高松市香川町大野一四五番地一 平成一八、五、九

村尾 昭雄 " " 五三一番地 "

大山 繁雄 " " 一七九番地一 "

岡 則文 " " 七四九番地 "

山本 和義 " " 三三八番地 "

谷本 薫 " " 一九二九番地二二 "

松本 孝義 " " 二二〇一番地二 "

野口 光男 " " 一三三〇番地五 "

香川 義昭 " " 二五一番地四 "

監事 二川 政弘 " " 五二二番地一 "

岡内 匡裕 " " 一三番地二 "

二 就任した役員  
役員の種類 氏名 住居 所 就任年月日

理事 富田 甫 高松市香川町大野一四五番地一 平成一八、五、一〇

村尾 昭雄 " " 五三一番地 "

山本 和義 " " 三三八番地 "

谷本 薫 " " 一九二九番地二二 "

野口 光男 " " 一三三〇番地五 "

松本 孝義 " " 二二〇一番地二 "

石田 芳直 " " 二五二番地二 "

二川 幹生 " " 一五一一番地二、一五二二番地一 "

山本 高義 " " 七九五番地二 "

前田 一孝 " " 二七九番地二 "

監事 二川 政弘 " " 五二二番地一  
岡内 匡裕 " " 一三番地二 "

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、立満池土地改良区から役員の内退任について次のとおり届出があった。

平成十八年八月十一日

役員の種類 氏名 住居 所 退任年月日

理事 平澤 敷一 高松市香川町大野一〇八三番地一 平成一七、一二、九

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定に基づく採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成十八年八月十一日

一 試験日時 平成十八年十月十三日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験場所 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館二階第一・第二会議室

三 受験願書の提出期間 平成十八年九月十九日（火曜日）から同月二十九日（金曜日）まで

郵送による場合は、必ず書留郵便にすることとし、平成十八年九月二十九日までの消印のあるものに限り受け付ける。

四 その他 受験手続その他詳細については、香川県土木部土木監理課管理グループ（電話番号〇八七―八三三―三五〇四）へ照会すること。

**選挙管理委員会告示**

●香川県選挙管理委員会告示第百三十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会等を開催することができる施設について、高松市選挙管理委員会から訂正の報告があったので、平成十八年香川県選挙管理委員会告示第二十五号（個人演説会等を開催することができる施設の指定）の一部を次のとおり訂正する。

平成十八年八月十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

深間ふれあいセンターの項中「深間ふれあいセンター」を「高松市深間ふれあいセンター」に改める。

●香川県選挙管理委員会告示第三十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十八年七月二十一日その所在地の変更があった旨高松市選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年八月十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名称	所在地	
	新	旧
高松市古高松コミュニティセンター	高松市高松町一〇番地二	高松市高松町二五八一番地二

●香川県選挙管理委員会告示第三十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、平成十八年八月一日次の施設を指定した旨まんのう町選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年八月十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名称	所在地
まんのう町町民文化ホール	仲多度郡まんのう町生間四一五番地一